

令和 8 度鹿沼市デコ活補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、鹿沼市補助金等の交付に関する規則（平成 30 年鹿沼市規則第 5 号。以下「規則」という。）第 38 条の規定に基づき、鹿沼市デコ活補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的等)

第 2 条 補助金は、再生可能エネルギーの創出及び省エネルギーに資する設備（以下「低炭素化設備」という。）に必要な経費の一部を補助することにより、家庭からの二酸化炭素排出量の削減を図り、もって本市における脱炭素の実現を目的とする。

2 補助金は、事後申請型補助金等として交付する。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に所在する住宅に低炭素化設備を設置し、利用していること。
- (2) 前号の住宅（以下「対象住宅」という。）が所在する場所に住所を有し、かつ、居住していること。
- (3) 市税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）に滞納がないこと。

(申請の欠格要件)

第 4 条 次の場合は、補助金の申請ををすることができない。

- (1) 過去に報奨金を含む補助金等の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が、同一の区分に分類される低炭素化設備について、再度申請をしようとする場合
- (2) 申請時において、受給者と同一世帯の者が、受給者と同一の区分に分類される低炭素化設備について、再度申請をしようとする場合
- (3) 他の市町村から補助金、助成金その他の給付を受け設置した低炭素化設備について、申請をしようとする場合
- (4) 業務用途で使用する場合

(補助事業等)

第 5 条 補助金の交付対象となる低炭素化設備及び要件は、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

| 対象の低炭素化設備 | 交付要件 |
|-----------|--|
| LED 照明器具 | 1 対象住宅に固定して使用するものであること。(コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるも |

| | |
|----------------|--|
| | <p>のは対象外とする。)</p> <p>2 蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外の照明器具から買換えを行ったものであること。(電球のみの交換、LEDからLEDへの買換え及び照明器具の新設は対象外とする。)</p> <p>3 対象住宅は、LED照明器具の買換え時点において、建築後1年を経過していること。</p> <p>4 補助金の申請をした日が属する年度の前年度の4月1日以後に設置されたものであること。</p> |
| 太陽光発電設備 | <p>1 太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が、3KWから10KWまでであること。</p> <p>2 PPA、リースその他利用者が初期設置費用を負担しない方法で設置されたものでないこと。</p> <p>3 対象住宅は、太陽光発電設備の設置時点において、建築後1年を経過していること。</p> <p>4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に設置されたものであること。</p> |
| おひさまエコキュー ト | <p>1 おひさまエコキュートが、太陽光発電設備が設置されている対象住宅に設置されるとともに、当該太陽光発電設備と常時接続され、その太陽光発電余剰電力を使用して昼間に沸き上げを行うものであること。</p> <p>2 各メーカーにおいて、「おひさまエコキュート」として販売されているものであること。</p> <p>3 リースなど利用者が初期設置費用を負担しない方法で設置されたものでないこと。</p> <p>4 補助金の申請をした日が属する年度の前年度の4月1日以後に設置されたものであること。</p> <p>5 設置完了日が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、対象住宅は、おひさまエコキュートの設置時点において、建築後1年を経過していること。</p> |
| リチウムイオン蓄電池 | <p>1 リチウムイオン蓄電池が、太陽光発電設備が設置されている対象住宅に固定設置され、当該太陽光発電設</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| | <p>備が発電した電力を充電可能な状態にあること。</p> <p>2 設置に要した経費の合計額が、50万円以上であること。</p> <p>3 対象住宅は、リチウムイオン蓄電池の設置時点において、建築後1年を経過していること。</p> <p>4 リースなど利用者が初期設置費用を負担しない方法で設置されたものでないこと。</p> <p>5 補助金の申請をした日が属する年度の前年度の4月1日以後に設置されたものであること。</p> |
| <p>太陽光発電設備とリチウムイオン蓄電池の一体設置</p> | <p>1 太陽電池モジュールの出力の合計値又はインバータの出力が、3KWから10KWまでであること。</p> <p>2 リチウムイオン蓄電池が、太陽光発電設備が設置されている対象住宅に固定設置され、当該太陽光発電設備が発電した電力を充電可能な状態にあること。</p> <p>3 PPA、リースその他利用者が初期設置費用を負担しない方法で設置されたものでないこと。</p> <p>4 太陽光発電とリチウムイオン蓄電池の一体設置をしていること。</p> <p>5 対象住宅は、太陽光発電設備及びリチウムイオン蓄電池の一体設置時点において、建築後1年を経過していること。</p> <p>6 補助金の申請をした日が属する年度の4月1日以後に設置されたものであること。</p> |
| <p>電気自動車及びPHEV車</p> | <p>1 一般社団法人 次世代自動車振興センターが交付するCEV補助金の補助対象車両であること。</p> <p>2 カーシェアリング、レンタルその他複数人による利用を前提とした導入方法でないこと。</p> <p>3 補助金の申請をした日が属する年度の前年度の4月1日以後に導入されたものであること。</p> |
| <p>V2H（充放電設備）</p> | <p>1 補助申請者又は当該申請者と同一世帯の者が電気自動車等を所有していること。（割賦による購入の場合は、販売店、又は、ファイナンス会社等が車両所有者であっても、使用者が申請者の場合は、補助対象とな</p> |

| | |
|--|--|
| | ります。) 2 補助金の申請をした日が属する年度の4月1日以後に設置されたものであること。 |
|--|--|

2 新品未使用品であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、それぞれ次の表のとおりとする。

| 対象の低炭素化設備 | 補助金の額 |
|----------------------------------|------------------------------|
| LED照明器具 | 購入費用の2分の1 (千円未満切捨て・上限5千円) |
| 太陽光発電設備(令和7年度設置) | 3万円 |
| おひさまエコキュート | 3万円 |
| リチウムイオン蓄電池 | 4万円 |
| 太陽光発電設備とリチウムイオン蓄電池の一体設置(令和8年度設置) | 7万円 |
| 電気自動車及びPHEV車 | 8万円 |
| V2H(充放電設備)(令和8年度設置) | 10万円 |

2 市長は、予算の状況に応じて前項の額を減額することができるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、低炭素設備設置の完了後、令和8年度鹿沼市デコ活補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し又は売買契約書等の写し
- (2) 費用内訳書(低炭素化設備の設置に要した費用の内訳が分かる任意様式)
- (3) 領収書の写し(割賦払いの場合は、割賦払いの契約書等)
- (4) 対象住宅の全景及び低炭素化設備の設置状況が分かるカラー写真
- (5) LED照明器具にあつては、設置前器具がLEDでないと証明できるもの(カラー写真又は保証書等)
- (6) おひさまエコキュート、リチウムイオン蓄電池及びV2Hにあつては、接続されている太陽光発電設備のカラー写真
- (7) 電気自動車、PHEV車及びV2Hにあつては、自動車検査証の写し
- (8) 契約書及び領収書等の日付が補助対象期間外である場合は、工事等完了証明書(様式第2号)

2 前項の規定による申請(以下「申請」という。)は、補助事業が完了した日か

ら当該日の属する年度の翌年度の末日までにしなければならない。

3 申請者は、補助事業等について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

4 申請は、窓口で提出、郵送又は電子申請のいずれかによるものとする。

5 電子申請においては、本人による申請のみ認め、本人確認書類の写しを添付するものとする。

(交付等の決定通知)

第8条 市長は、申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。） 補助金等交付決定通知書（様式第3号）

(2) 補助金を交付しない旨の決定 補助金等不交付決定通知書（様式第4号）
(請求の取扱い)

第9条 交付決定がされた場合は、当該交付決定をした日に補助金の請求（以下「請求」という。）がされたものとみなす。

2 補助金を交付しない旨の決定がされた場合は、請求は、当初からされなかったものとみなす。

3 減額交付により、申請額と交付決定額が異なる場合は、交付決定額をもって請求されたこととみなす。

(補助金の交付手続の委任)

第10条 補助金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ補助金等交付手続委任状（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 補助金等の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。ただし、当該権利を譲渡することについて特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による市長の承認を受けようとする者は、補助金等債権譲渡承諾申請書兼承諾書（様式第6号）により市長に申請しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業により取得した低炭素化設備は、10年間、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承認を得た場合又は交付を受けた補助金の全部に相当する額を市長に納付した場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けた者が前条の規定に違反したとき。
- (4) 補助金等の交付を受けた補助事業等について、他の給付を受けていたことが判明したとき。
- (5) 補助事業等により補助事業者等に収益が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第7号）により、補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された補助金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

(帳簿の備付け)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、及び5年間保存しておかななければならない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

令和8年度鹿沼市デコ活補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

鹿沼市長 宛

| | | | | |
|-----|------------|-----------------------|------|-----|
| 申請者 | 住所 | 〒 鹿沼市 | 電話番号 | — — |
| | フリガナ 氏名 | 印 (本人自書による署名の場合、押印不要) | | |

鹿沼市補助金等の交付に関する規則第21条第1項の規定及び鹿沼市デコ活補助金交付要領により、次のとおり申請します。また、支給に必要な範囲において、市の職員が私の住民票、市税等の納入状況、建築確認の状況等を取得することについて同意します。

| | | |
|------------------------------|---|---------------|
| 申請項目 及び 補助額 (複数選択可) | <input type="checkbox"/> LED照明器具 (購入費用の2分の1) | 千円 |
| | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 (令和7年度設置) | 3万円 |
| | <input type="checkbox"/> おひさまエコキュート | 3万円 |
| | <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池 | 4万円 |
| | <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備とリチウムイオン蓄電池の一体設置 (令和8年度設置) | 7万円 |
| | <input type="checkbox"/> 電気自動車及びPHEV車 | 8万円 |
| | <input type="checkbox"/> V2H (充放電設備) (令和8年設置) | 10万円 |
| 設置完了日 | 年 月 日 | |
| 振込先の口座 (申請者名義の口座のみ) | | |
| 金融機関名 | 銀行 信金 農協 金庫 | 支店名 支所 |
| 口座番号 | | 預金種別 普通・当座 |

※事務処理欄 (申請者は、記入しないでください。)

| | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|---|
| 受付No. | 受領日 | 検査日 | 決定日 | 支払日 | 未納 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 二重払 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり |
| | / | / | / | / | |

| | | | |
|----|-----|-----|----|
| | 課長等 | 係長等 | 担当 |
| 閲覧 | | | |
| 決裁 | | | |

- 申請のとおり交付決定する。
決定補助金額 _____ 円
- 減額して交付する。
決定補助金額 _____ 円
- 交付しない旨決定する。

工事等完了証明書

年 月 日

鹿沼市長 宛

事業者住所

事業者名

代表者氏名

印

鹿沼市デコ活補助金の申請対象である低炭素化設備について、次のとおり工事等が完了したことを証明します。

| | |
|---------------------|---|
| 発注者氏名 | |
| 設置場所 (納車場所) | 鹿沼市 |
| 低炭素化設備の種類 | <input type="checkbox"/> LED照明器具 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（令和7年度設置） <input type="checkbox"/> おひさまエコキュート <input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池 <input type="checkbox"/> 太陽光発電設備とリチウムイオン蓄電池の一体設置（令和8年度設置） <input type="checkbox"/> 電気自動車及びPHEV車 <input type="checkbox"/> V2H（充放電設備）（令和8年度設置） |
| 工事等完了年月日 (納車年月日) | 年 月 日 |

補助金等交付決定通知書

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 松井 正一 印

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市デコ活補助金の交付については、次のとおり交付する旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第22条第2項の規定により通知します。

| | | |
|---------|--|--|
| 交付対象者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 交 付 額 | 円 | |
| 支払予定年月日 | 年 月 日 | |
| 条 件 | 1 補助金により取得した低炭素化設備は、10年間、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。 2 補助事業等について、国、県、他の市町村から補助金等の給付を受けたときは、交付決定が取り消されること。 | |

（注意事項）

- 1 鹿沼市補助金等の交付に関する規則、鹿沼市デコ活補助金交付要領及び条件に違反すると、交付決定が取り消され、補助金の返還を求められる場合があります。
- 2 補助金は、所得税及び市県民税の課税対象となるため申告をしてください。

様式第4号（第8条関係）

補助金等不交付決定通知書

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 松井 正一 

年 月 日付けで申請がされた鹿沼市デコ活補助金の交付については、次のとおり交付しない旨を決定したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第22条第2項の規定により通知します。

| | | |
|---------------|-----|--|
| 不交付決定の 対象者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 不交付決定の理由 | | |

（注意事項）

この決定に対しては、審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起することはできません。

補助金等交付手続委任状

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
委任者 氏 名 印
電話番号

鹿沼市デコ活補助金の交付手続を次のとおり委任したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第26条の規定により提出します。

1 委任した行為

- 補助金の交付申請書の作成及び提出
- 追加資料の提出、市職員からの質問への回答等
- 交付決定又は不交付決定に係る通知の受領
- 補助金の請求

※ 委任した行為の□に✓を記入してください。なお、「補助金の受取り」は、委任することができません。

2 受任者

| | |
|---------|---|
| 住 所 | |
| 氏 名 | 印 |
| 電 話 番 号 | |

(注意事項)

- 1 受任した行為について、偽りその他不正な行為がされた場合は、受任者の責任となります。
- 2 法人その他団体の場合は、「住所」及び「氏名」の欄に、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第6号（第11条関係）

補助金等債権譲渡承諾申請書 兼 承諾書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

鹿沼市デコ活補助金の交付を受ける権利について、次のとおり譲渡したいので申請します。

1 権利譲渡を受ける者

| | |
|---------|---|
| 住 所 | |
| 氏 名 | 印 |
| 電 話 番 号 | |

(注意事項)

法人その他団体の場合は、「住所」及び「氏名」の欄に、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

2 譲渡金額

_____ 円

3 債権を譲渡する理由

債権譲渡承諾書

上記について、債権譲渡を承諾します。

年 月 日

鹿沼市長

印

(注意事項)

補助金の請求は、権利譲渡を受けた者が行ってください。

様式第7号（第13条関係）

補助金等交付決定取消通知書 兼 返還命令書

（ ）第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付け（ ）第 号で通知した鹿沼市デコ活補助金の交付決定の全部（一部）を取り消したので、鹿沼市補助金等の交付に関する規則第29条第2項の規定により通知するとともに、同規則第31条第1項の規定により補助金の返還を命じます。

| | | |
|---------------|---------|--|
| 取消し及び返還命令の対象者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| 取消しの範囲 | | |
| 取消しの理由 | | |
| 取消し後の補助金の額 | 円（ 円減額） | |
| 補助金等の交付年月日 | 年 月 日 | |
| 返還する補助金等の額 | 円 | |
| 返還期限 | 年 月 日 | |

（注意事項）

- 1 返還する補助金等の額には、補助金等の交付年月日から返還期限までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金が含まれます。
- 2 返還期限までに補助金の返還がされない場合は、返還期限から返還がされた日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金が課されます。